

上田市業務継続計画 (BCP)

(震災編)

令和 7 年 8 月
上 田 市

目 次

第1章	業務継続計画策定の趣旨.....	1
1	業務継続計画策定の背景.....	1
2	業務継続計画（BCP）とは.....	1
3	業務継続計画に特に重要な6要素.....	1
4	業務継続計画策定の目的.....	3
5	業務継続計画の位置付け.....	3
6	地域防災計画と業務継続計画の関係・違い.....	3
7	業務継続計画策定に伴う効果.....	5
第2章	前提とする災害事象と被害想定.....	7
1	災害事象の前提条件.....	7
2	計画策定の前提となる災害事象の設定.....	7
3	市域の被害状況.....	9
第3章	基本的事項.....	10
1	本計画における対象組織の考え方.....	10
2	対象とする組織・庁舎.....	10
3	対象となる庁舎の被害想定.....	10
第4章	計画の基本方針.....	13
1	業務継続計画の基本方針.....	13
第5章	計画の実施体制.....	14
1	計画の発動と解除.....	14
2	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定.....	17
第6章	本市が実施する非常時優先業務.....	18
1	非常時優先業務とは.....	18
2	非常時優先業務の選定.....	19
第7章	人的資源に関する課題と対応策.....	22
1	職員参集の予測.....	22
2	人的資源に関する課題と対応策.....	23
第8章	業務継続のための執行環境の整備.....	27
1	施設の安全対策.....	27
2	コンピューターシステムの安全対策.....	31
3	通信手段の確保及び災害情報の収集.....	34
4	非常時における職員の対応.....	36
第9章	継続的な体制向上に向けた取組み.....	37
1	業務継続推進のためのマネジメント.....	37
2	実効性の確保.....	37
3	人的資源確保のための今後の取組み.....	38
4	業務資源確保のための今後の取組み.....	40
5	業務継続計画の改定・見直し.....	44
末尾資料1	非常時優先業務一覧 改定履歴.....	45

第1章 業務継続計画策定の趣旨

1 業務継続計画策定の背景

大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えています。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらし、特に、庁舎・職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めるものとなりました。さらに、平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震においても、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例となっており、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要になっています。

2 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがありますが、業務継続計画は、これらの計画等を補完するとともに、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものです。

3 業務継続計画に特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として次の6要素があります。市町村はこれらの6要素についてあらかじめ定めておくものとされています。

（1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

首長不在の場合の職務代行順位を定めます。また、災害時の職員参集体制を定めます。

第1章 業務継続計画策定の趣旨

- ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。
 - ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
- ➡【「第5章－1－（3）発動権限者及び首長不在時の明確な代替順位」参照】

（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定めます。

- ・建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もあります。
- ➡【「第5章－2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定」参照】

（3）電気、水、食料等の確保

停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保します。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保します。

- ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。
 - ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もあります。
- ➡【「第8章 業務継続のための執行環境の整備」「第9章 継続的な体制向上に向けた取組み」参照】

（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保します。

- ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
- ➡【「第8章 業務継続のための執行環境の整備」「第9章 継続的な体制向上に向けた取組み」参照】

（5）重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保します。

- ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
- ➡【「第8章 業務継続のための執行環境の整備」「第9章 継続的な体制向上に向けた取組み」参照】

（6）非常時優先業務の整理

非常時に優先して実施すべき業務を整理します。

- ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにします。
- ➡【「第6章 本市が実施する非常時優先業務」参照】

4 業務継続計画策定の目的

大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えています。

本市においても、市の行政機能が一時的にストップし市民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を想定した上で、応急対策業務や復旧・復興業務に携わりつつ通常業務についても迅速に再開するための事前対策として、「上田市業務継続計画（以下「市業務継続計画」という。）」を策定する必要があります。

5 業務継続計画の位置付け

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地域防災計画を策定しています。

「上田市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）」は、上田市防災会議が策定する計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が、災害の予防対策から応急対策、復旧・復興対策までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画です。

具体的には、「風水害対策編」「震災対策編」「火山災害対策編」「原子力対策編」「その他の災害対策」等の災害種別で構成されており、想定される被害、教育及び訓練などの災害予防対策、災害に関する予報・警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生などの応急対策並びに復旧・復興対策について実施すべき事項を定めています。

一方、「市業務継続計画」は、行政の被災も前提とした本市独自の計画で、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、市地域防災計画で定められた本市の役割の実効性を確保するための計画です。

具体的には、非常時優先業務及びその業務に必要な資源の確保や配分等について定め、必要な措置を講じることにより、震災時に迅速かつ適切に行動することを目的とした市地域防災計画を補完する計画です。

6 地域防災計画と業務継続計画の関係・違い

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項が定められていますが、職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定していません。

過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するためには、業務継続計画を策定し、また、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要になっています。

第1章 業務継続計画策定の趣旨

また、地方公共団体は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っていますが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれています。しかしながら、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではありません。

業務継続計画が必要となるもう一つの大きな理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務の継続が遂行できる体制を検討しておくことにあります。

[地域防災計画と業務継続計画との関係（主な相違点）]

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画（※1）
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※2）。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は必ずしも必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

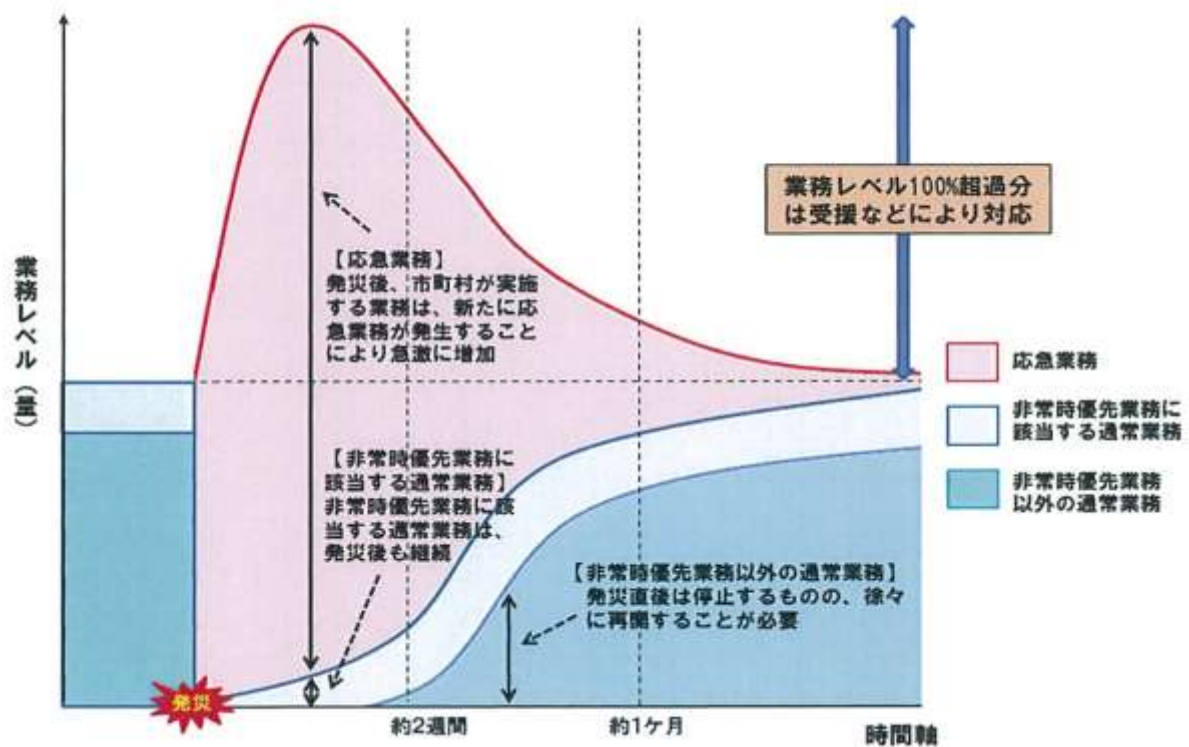
※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

7 業務継続計画策定に伴う効果

大規模災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなり、特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（次図を参照）、それらを迅速かつ的確に処理しなければなりません。

〔発災後に市町村が実施する業務の推移〕



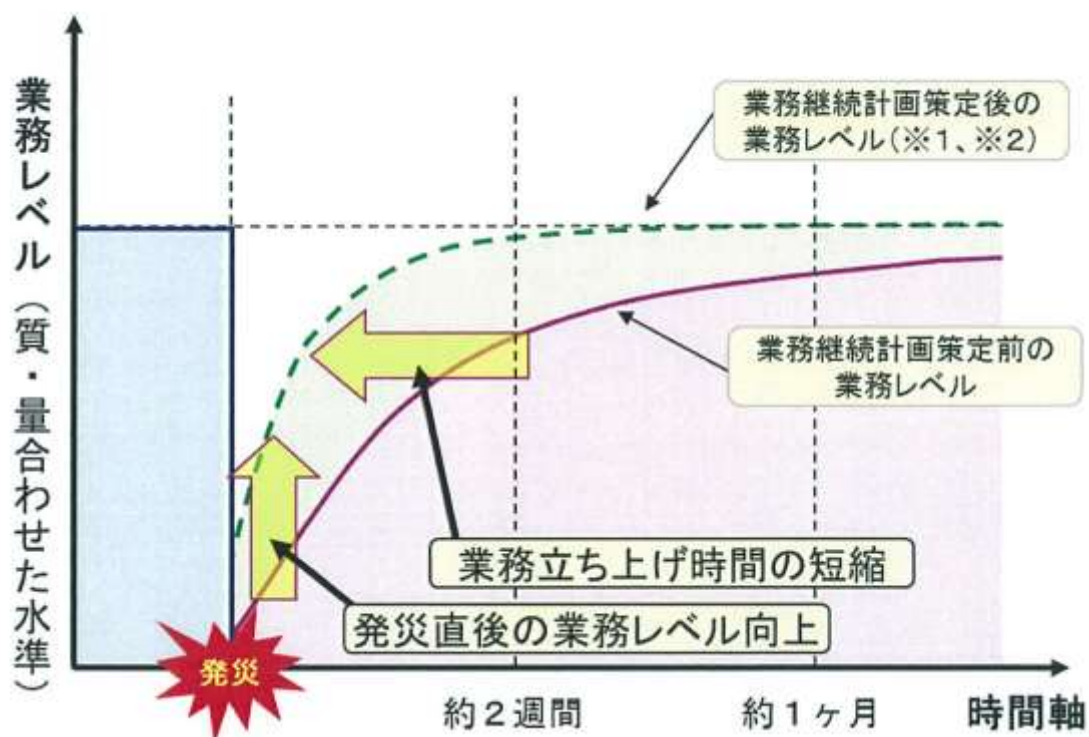
※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

第1章 業務継続計画策定の趣旨

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになります（次図を参照）。また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できます。

〔業務継続計画の策定に伴う効果の模式図〕



- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

第2章 前提とする災害事象と被害想定

1 災害事象の前提条件

市業務継続計画における「非常時優先業務の整理」及び「必要資源に関する検討」等を行うためには、上田市の業務が外部条件によって受ける制約等を把握することが重要になります。このため、市地域防災計画で想定されている大規模災害及びその発災条件を選定し、庁舎等の被害状況を想定する必要があります。

市業務継続計画策定における「災害事象の前提条件」は、以下のとおりとし、これらの条件を踏まえ、想定する災害を「大規模地震災害」とします。

- ア 応急業務の中心的な役割を担う本庁舎が最も被害を受ける災害
- イ 被害が地域全体にわたる災害
- ウ 発災の予測ができない災害

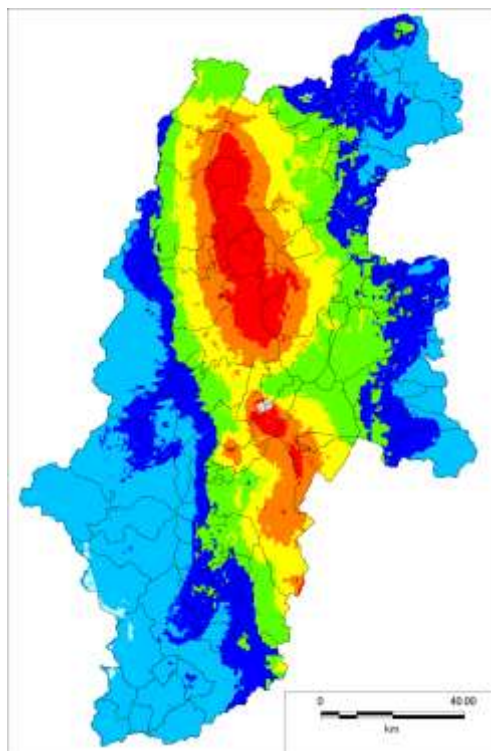


大規模地震災害を想定

2 計画策定の前提となる災害事象の設定

上記1の災害事象の前提条件を踏まえ、市業務継続計画策定時の前提となる災害は、糸魚川—静岡構造線断層帯全体の地震が発生した場合と想定します。

【糸魚川—静岡構造線断層帯（全体）【出典：市地域防災計画】】



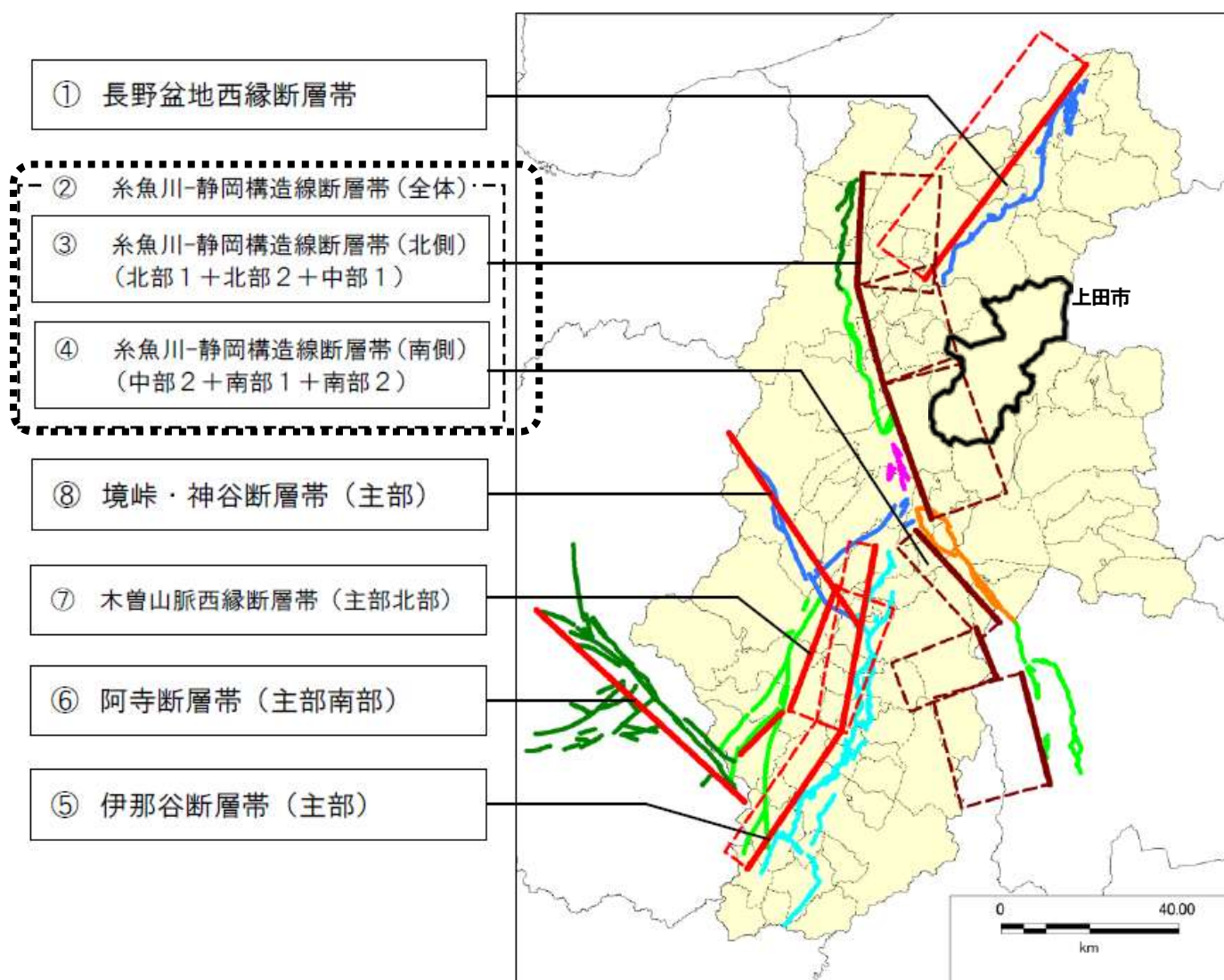
第2章 前提とする災害事象と被害想定

【市地域防災計画における想定地震の諸元】

地震名		長さ (km)	マグニチュード		最大震度
			M _j	M _w	
長野盆地西縁断層帯の地震 ①		58	7.8	7.1	5強
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8.5	7.64	7
	北側 ③	84	8.0	7.14	6強
	南側 ④	66	7.9	7.23	6弱
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤		79	8.0	7.3	5強
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥		60	7.8	7.2	4
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦		40	7.5	6.9	4
境峠・神谷断層帯の地震 ⑧		47	7.6	7.0	5弱
想定東海地震 ⑨			8.0	8.0	5弱
南海トラフ巨大地震 ⑩			9.0	9.0	5強

※ M_j：気象庁マグニチュード、M_w：モーメントマグニチュード

【市地域防災計画における想定震源の位置】



3 市域の被害状況

平成27年3月に長野県が公表した「長野県地震被害想定調査報告書」によると、「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」を震源とした地震が発生した場合、建築物被害については、5,230棟の全壊、490棟の焼失が想定されており、多くの市内建築物に多大な被害が発生することが予測されています。

また、人的被害についても、建物の倒壊等により、死者2,010人、重傷者1,150人の被害発生が想定されている（いずれも観光客数を考慮した値）ほか、避難者数は、被災1日後で11,120人の発生が想定されています。

【糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）発生時の被害想定】

大項目	小項目・条件		単位	上田市
				糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）
建物被害 (冬18時、強風時)	液状化	全壊	棟	*
		半壊	棟	30
	揺れ	全壊	棟	5,070
		半壊	棟	7,980
	断層変位	全壊	棟	0
	土砂災害	全壊	棟	160
		半壊	棟	490
	火災	焼失	棟	490
人的被害 (全体：夏12時、強風時)	死者数	建物倒壊	人	2,000 (1,760)
		(内訳) 屋内収容物	人	20 (10)
		土砂災害	人	10 (0)
		火災	人	0 (0)
		ブロック塀等	人	* (0)
	負傷者数	建物倒壊	人	2,180 (170)
		(内訳) 屋内収容物	人	320 (190)
		土砂災害	人	10 (0)
		火災	人	0 (0)
		ブロック塀等	人	* (0)
	重傷者数	建物倒壊	人	1,140 (*)
		(内訳) 屋内収容物	人	70 (50)
		土砂災害	人	10 (0)
		火災	人	0 (0)
		ブロック塀等	人	* (0)
	自力脱出困難者数		人	1,020 (270)
避難者 (冬18時、強風時)	被災1日後	合計	人	11,120
		避難所	人	6,670
		避難所外	人	4,450
ライフライン (被災直後)	上水道	断水人口	人	140,450
	下水道	支障人数	人	137,880
	都市ガス	供給停止戸数	戸	0
	電力	停電軒数	軒	66,760

※ 「人的被害」は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。

※ 表中の「*」はわずかな人数を示す。

第3章 基本的事項

1 本計画における対象組織の考え方

災害時の対応業務は全庁体制であたる必要があります、また、非常時優先業務を全庁的に洗い出す中で、被災時の限られた人員や資機材を必要な業務に的確に投入する必要があります。

また、応急業務の中心的な役割を担う本庁舎が対象に含まれることは当然ですが、出先機関等を対象に含めるかも決めておく必要があります。

前提とする災害事象が大規模地震災害であることを踏まえ、本計画の対象となる組織について以下の視点で整理します。

ア 市庁舎が最も被害を受ける災害として大規模地震災害を想定

イ 市災害対策本部の立ち上げと機能確保を最優先

2 対象とする組織・庁舎

上記の対象組織の考え方を踏まえ、市業務継続計画の策定にあたっては、市災害対策本部を担う本庁部局を中心に、丸子・真田・武石地域自治センター等を含めた、市地域防災計画の市災害対策本部各災害対策班を構成する全部署を対象とします。

なお、消防本部及び各消防署については、その業務の専門性、独立性の観点から、それぞれ独自の業務継続計画の策定をする必要があるため、本計画の範囲には含めないものとします。

また、本計画の対象となる市庁舎については、市災害対策本部機能の確保・維持継続が主になることから、「本庁舎」「南庁舎」「東庁舎」とします。

3 対象となる庁舎の被害想定

(1) 対象となる庁舎の耐震性の現況

ア 規模・構造

本庁舎のあるエリアでは、同じ敷地内に南庁舎が配置され、東側交差点の北東の位置に東庁舎が配置されています。

本庁舎等の規模・構造等の概要は以下のとおりです。

【市庁舎の概要】

庁舎名	延べ面積（㎡）	構造及び建物規模	建築年度	備考
本庁舎	13,031.99	鉄骨造（免震） 地下1階・地上6階（本庁舎） 地下1階・地上2階（連結棟）	令和3年	
南庁舎	2,668.27	R C造 地下1階・地上6階	昭和55年	平成30年度耐震化実施済
東庁舎	676.61	R C造 地上3階	昭和59年	耐震性あり
合計床面積	16,376.87			
駐車場 （来庁舎用）	①庁舎駐車場：95台 ②大手町会館裏：47台 ③庁舎東側：19台 ④東庁舎：27台 合計：188台（内 車いす使用者用：4台 車いす使用者等用：3台）			

イ 対象となる庁舎の耐震性について

旧本庁舎は、昭和42年（1967年）に、また南庁舎は、昭和55年（1980年）にそれぞれ建築されました。

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、建築物の耐震性に対する重要性が認識されるようになり、上田市耐震改修促進計画では特に耐震化を図るべき建物とされ、平成20年に耐震診断を実施したところ、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」建物であるという診断結果が出ました。

そのため、南庁舎については、平成30年（2018年）に耐震化工事を行い、本庁舎については、平成31年（2019年）から令和3年（2021年）にかけて建て替えを行いました。

なお、東庁舎は、建築基準法の新耐震基準（昭和56年）以降の建設であるため、必要な耐震性能を有していると考えます。

（2）市庁舎の被害想定

前述で示された大規模地震災害時に、市地域防災計画等に基づいて災害対応を実施するためには、市災害対策本部等が設置される市庁舎等において必要資源等が利用できる状態でなければならず、利用不可能な施設や資源がある場合は、利用可能とするための対策や代替措置を講じる必要があります。

このため、上記「（1）対象となる庁舎の耐震性の現況」を踏まえ、市庁舎の被害想定を以下のとおり設定します。

「ケース1」は市庁舎が倒壊を免れるケースを、「ケース2」は市庁舎が倒壊するケースを設定しており、「ケース2」については、代替施設による災害対応が求められるため、市庁舎に替わる施設についても事前に設定します。

【本庁舎等の「被害想定」】

ケース 1	ケース 2
倒壊を免れ、建物自体に影響はないが、一部に天井崩落とガラス片が散乱し、エレベーター脱落が発生。機械設備・電気設備等の本体・配管・配線等に支障が発生。	本庁舎の倒壊により、災害対応機能不全のため、代替施設による災害対応を余儀なくされる。



【代替施設による対応】

第4章 計画の基本方針

1 業務継続計画の基本方針

大規模災害発生時における市の責務を全職員が共有し全うするため、次の4つの基本方針に基づき、業務継続を図ります。

方針1 応急対応業務の遂行に全力を尽くす

大規模地震等の発生時においては、市民等の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に留めるため、発生から72時間は市地域防災計画に定められた応急対策業務に全力を尽くします。

方針2 人員・資源等の確保・活用と積極的な応援の受入れ

非常時優先業務の遂行に必要な人員や資機材等の資源を迅速に確保・調整し、限られた資源を最大限活用するとともに、外部からの応援を積極的に受け入れます。

方針3 継続すべき通常業務以外の休止・縮小と早期再開への努力

イベント、会議等は原則、中止又は延期するとともに、市民生活や施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外の業務についても積極的に休止・縮小し、応急対策業務を最優先に実施しながら、災害時にも継続すべき通常業務の早期再開に努めます。

方針4 市民生活や経済活動の復旧・復興を優先

災害時であっても継続が必要な通常業務は、平常時における重要性でなく、市民生活や経済活動への影響度をもって判断し、災害復旧・復興業務は応急対策業務と並行して早期に実施すべき業務を非常時優先業務の対象とします。

第5章 計画の実施体制

1 計画の発動と解除

(1) 発動要件

「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」を震源とした市内で最大震度7を観測する地震又はそれに相当する地震等の発生により、市災害対策本部が設置されるとともに、市域又は市庁舎等に甚大な被害が生じた場合とします。

ア 市災害対策本部の設置

大規模地震が発生した場合、市長は市地域防災計画で定める以下の設置基準に基づき、直ちに市災害対策本部を設置します。

[上田市災害対策本部設置基準]

- ◆ 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ◆ 警戒体制又は緊急体制に掲げる状況で、市長が必要と認めたとき
- ◆ 甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合で、市長が必要と認めたとき

(2) 地震災害時の配備基準（参集体制）

市地域防災計画における配備基準（参集体制）については、以下のとおりです。

[職員の配備区分と発令基準（風水害時、火山災害時等を含む）]

体制	配備職員	配備基準
警戒 第1次体制	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする） 総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震警戒注意）を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき (3) 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2（火口周辺規制）を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 (5) 注意報であっても災害の発生が予想される場合で、総括本部班長が必要と認めたとき

体制	配備職員	配備基準
警戒 第2次体制	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事（災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき）	（1）気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき （2）気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準（12時間の降雪の深さ20cm）を超え、さらに降雪が見込まれるとき （3）災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき
緊急体制	係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	（1）市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 （2）気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合 （3）気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3（入山規制）を発表した場合で、市長が必要と認める場合 （4）気象庁が市域に係る気象に関する特別警報（大雨、暴風、暴風雪又は大雪）を発表した場合 （5）長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 （6）現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき
全体体制	全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	（1）市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 （2）気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4（避難準備）を発表した場合 （3）全市域にわたって大災害が発生若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき （4）自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき（職員の自主判断）

（３）発動権限者及び首長不在時の明確な代替順位

上記（１）の発動要件に基づき、市災害対策本部長（市長）が発動の是非について決定します。

なお、市災害対策本部長、市災害対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとします。

[首長不在時の明確な代替順位]

名称	代替職員 (第１順位)	代替職員 (第２順位)	代替職員 (第３順位)	代替職員 (第４順位)	代替職員 (第５順位)
本部長（市長）	副市長	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長
副本部長 (副市長)	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長	以下組織規則 の部局順の長
本部員 (市長・副市長 を除く部長級 以上の職員)	部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長				

（４）各課における代替意思決定者の順位

各課における代替意思決定者の順位については、各課において定める。

（５）計画の解除

市災害対策本部長（市長）は、本市における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で、本計画の解除を宣言するものとしします。

ただし、各対策部長は、解除の宣言前であっても、応急・復旧対策業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させるものとしします。

2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定

「糸魚川ー静岡構造線断層帯（全体）」を震源に市内で最大震度7を観測する地震が発生した場合の市庁舎の被害想定において、「ケース2」として市庁舎が倒壊するケースを設定しています。

「ケース2」は代替施設による災害対応が求められるため、市庁舎に替わる施設については、建物の耐震性や通信・電源設備、職員の参集、備蓄品等の配備状況、防災関係機関の受入や駐車スペース等の現状を踏まえ、市地域防災計画において市災害対策本部の予備施設として規定する以下の施設を代替施設とします。

なお、大規模地震災害時には通信の途絶も想定され、情報が届かない状況で市庁舎への参集時に初めて庁舎倒壊の状況を認識することも考えられ、この点からも代替施設については本庁舎に近い立地が求められることも考慮する必要があります。

上記の点を踏まえ、以下の3施設のほか、市庁舎に近い立地や耐震性能を確保している点から、「上田市立第二中学校」等も代替施設候補として視野に入れて検討します。

第1順位	ひとまちげんき・健康プラザうえだ
第2順位	真田地域自治センター
第3順位	丸子地域自治センター

第6章 本市が実施する非常時優先業務

1 非常時優先業務とは

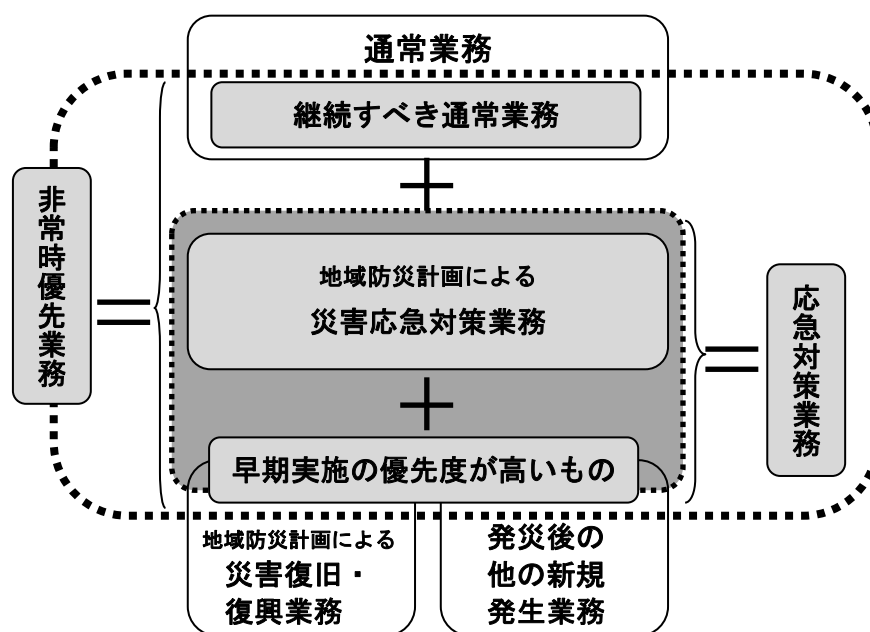
非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務です。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急対策業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となります（次図を参照）。

発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続することになります。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要があります。

〔非常時優先業務のイメージ〕



本計画においては、応急対策業務と通常業務について、その緊急性・重要性を考慮した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を以下のとおり「非常時優先業務」として位置付けます。

応急対策業務	市地域防災計画震災編に定められた市が実施する災害応急対策所掌事務
継続すべき通常業務	上田市組織規則に基づく各部署の所掌事務の内、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続すべき業務

2 非常時優先業務の選定

(1) 選定方法・着手時期

非常時優先業務の選定にあたっては、発災後の業務着手の優先順位付けを行うとともに、着手時間として、「1～3 時間以内」「6 時間以内」「12 時間以内」「24 時間以内」「3 日以内」「1 週間以内」「1 か月以内」「1 か月以降」の 8 段階）を設定しました。

業務開始 目標時間	該当業務区分	代表的業務例	評価 基準
1～3 時間以内	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設	・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人員、場所、通信、情報等） ・組織的な業務遂行に必要な業務（幹部職員補佐、公印管理等） ・被害の把握（被害情報の収集、伝達、報告） ・発災直後の火災等の対応業務（消火、避難・警戒・誘導措置等） ・救助、救急体制の確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・避難所の開設、運営業務	A
6 時間以内	・応急活動（救助、救急以外）の開始	・短期的な二次災害予防業務（土砂災害警戒区域等における避難等） ・市管理公共施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等）	
12 時間以内	・避難生活支援の開始	・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）	
24 時間以内	・衛生環境活動の開始 ・遺体活動の開始 ・重大な行事の手続き	・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） ・遺体の取り扱い業務（収容、保管、事務手続き等） ・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）	
3 日以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・市街地の清掃に係る業務（ごみ、がれき処理等） ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・業務システムの再開等に係る業務	B
1 週間以内	・復旧、復興に係る業務 ・窓口行政機能の回復	・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ・教育再開に係る業務 ・窓口業務（届出受理、証明書発行等）	C
1 か月以内	・復旧、復興に係る業務の本格化	・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅の確保等） ・金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）	D
1 か月以降	・その他の行政機能の回復	・その他の業務	E

(2) 影響の重大性の評価基準

上記の表において、発災後の業務着手の優先順位付け（A・B・C・D・Eの5段階評価）を行うとともに、評価区分A・B・C・D業務（応急業務、優先通常業務）を「非常時優先業務」、評価区分E業務を「休止業務」と定義することとします。

[非常時優先業務]

評価	評価基準
A (1日以内の着手)	発災後1日以内業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B (3日以内の着手)	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C (1週間以内の着手)	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D (1か月以内の着手)	遅くとも発災後1か月以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

[休止業務]

評価	評価基準
E (1か月以降の着手)	発災後1か月以内に着手しなくても、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

(3) 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務数 1,303 件のうち、応急対策業務が 754 件（評価区分 A が 691 件、B が 19 件、C が 24 件、D が 20 件）、通常業務が 549 件（評価区分 A が 133 件、B が 109 件、C が 172 件、D が 135 件）となっています。また、休止業務（1 か月以降の着手業務）数は、通常業務が 597 件となっています。

[市全体の非常時優先業務数の選定結果（全体、単位：件）]

評価		応急対策業務	通常業務	合計
非常時優先業務	A	691	133	824
	B	19	109	128
	C	24	172	196
	D	20	135	155
小計		754	549	1,303
休止業務	E	0	597	597
合計		754	1,146	1,900

※ 詳細は「末尾資料 1 非常時優先業務一覧」を参照

第7章 人的資源に関する課題と対応策

1 職員参集の予測

夜間などの勤務時間外や休日に発災した場合には、参集できる職員に限られる可能性があることから、「上田市職員非常時参集等に関する調査」を実施し、大規模地震発生時の自宅からの参集時間を調査しました。

調査結果をベースに、全職員数から職員の人的被害者想定数を除外し、本人の負傷や家族の状況等も考慮しながら、職員の参集可能時間・人員の予測を行いました。算出条件は以下のとおりです。

[算出条件]

- ◆ 職員数は、1,255名（職員名簿平成28年4月1日時点）のうち、育児休業等取得者67名、広域連合等職員13名（うち1名は育休取得者数と重複のため、実質12名）、地震による人的被害者想定数26名（※）を除く1,150名を対象
- ◆ 参集手段は徒歩
- ◆ 参集時間区分は、「上田市職員非常時参集等に関する調査（大規模地震発生時の徒歩通勤時間）」をベースに、出発準備時間として30分を考慮のほか、地震発生直後の状況を踏まえ徒歩時間を3km／時間で換算

※ 人的被害者想定数は、第三次長野県地震被害想定調査報告書における上田市の死傷者数と人口から想定される数

[家族の状況等を考慮した場合の参集予測]

合計	1時間以内	3時間以内	12時間以内	24時間以内	24時間以上
1,150人	60人	381人	529人	533人	1,150人
100.0%	5.2%	33.1%	46.0%	46.3%	100.0%

※ 参集職員数は、「上田市職員非常時参集等に関する調査結果」において、「速やかに参集できない可能性がある」との回答結果を反映させたもの（累積数）

2 人的資源に関する課題と対応策

(1) 職員の参集

課題
発災後 24 時間以内の参集可能職員数を約 46%と予測。 発災後の業務実施体制が極めて重要となるが、部署によっては、非常時優先業務の実施に必要な人員が確保できない場合も想定されることから、業務実施への影響が生じる可能性がある。 市災害対策本部において、全体体制（震度 6 弱以上等）がとられたときは、全職員は速やかに、あらかじめ定められた場所に参加することとしているが、時間外に発災した場合、初動対応時に参集可能な職員は、極めて限定される可能性がある。



対応策
① 職員は、発災直後において被害が予測される場合には、参集命令を待つことなく、特段の指示がなくても、自己の判断により、バイクや自転車等、できる限り早期に勤務地に到着するための有効なあらゆる手段（自家用車は、緊急車両の通行の妨げになり、渋滞を発生させる場合があるため、原則除く。）を用いて、参集先（勤務地に参集することができない場合、参集可能な自宅から最短距離にある庁舎）に参集するものとする。 ただし、非常時優先業務の所管部署の職員は、必ず勤務地に参集するものとする。 ② 職員は、自らの安全を確保するとともに、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、勤務地に参集するものとする。 ③ 職員は、勤務地までの参集途上においては、人命救助を最優先し、被害状況を確認するなど、情報収集活動を行うものとする。 ④ 避難所開設要員として指名された職員は、特段の指示がなくても、自己の判断により、避難所開設の応急活動を行うものとする。

(2) 人員体制

課題
職員は、市地域防災計画に定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事することとなる。 ただし、業務に必要な有資格者、業務に精通する職員等の参集の遅れや、部署によっては参集人員に偏りが生じる状況も想定される。 一方、参集した職員においては長時間勤務などの過度の負担が生じ、健康への影響も懸念される。 さらに、勤務時間内に発災した場合、一部の職員が負傷する可能性も考えられ、また、発災直後においては、負傷した来庁者や職員の手当などの対応に追われ直ちに業務に従事できない職員や被災による精神的な一時的ショック、自宅・家族等との安否確認ができないなどの理由により、業務に集中することができない職員が発生することもあると考えられる。



対応策
① 非常時優先業務は震災時においても実施すべき業務であることから、その対応にあたっては、各部署において誰もが実施できる体制を整えておくことを基本とする。 しかし、部署によっては被災状況により職員の参集率が低く、業務の実施が困難となる場合や、情報システムの復旧など業務の実施に専門的な知識や経験が必要な場合などが考えられることから、非常時優先業務の速やかな実施に必要な人員を確保するため、非常時優先業務の経験者を活用するためのバックアップ体制の構築を検討する。 ② 発災後3時間を目処に、本庁・地域自治センター間での人員の配分調整を行い、集中的に非常時優先業務に人員を投入する。 ③ 窓口業務などの本庁・地域自治センターで同種の業務については、地域自治センターでの対応を休止し、本庁で一元対応を行う。 ④ 基幹行政システムサーバの復旧が必要な業務については、システム復旧後、本庁業務を優先的に再開し、その後、被災の状況により期間において、地域自治センター業務を再開する。 ⑤ 子育て中の職員が安心して業務を遂行できるよう、保育所の早期復旧・運営を図り、非常時優先業務の執行に必要な人員を確保する。 ⑥ 発災後数日間交代要員を確保することは困難であることが予想されることから、参集職員は、各自可能な範囲で休憩や睡眠等を取ることとし、その後はローテーション勤務とすることで、業務執行体制を確保する。 ⑦ 本市の職員だけでは対応が困難な場合、相互応援協定を締結した県内外の自治体に対し、職員の応援など人的支援の要請を行い、災害に対応する業務執行体制を早急に確保する。 ⑧ 市では、非常時優先業務を迅速に遂行する体制を確保するため、民間協力団体等と食

料・生活必需品の緊急調達、道路障害物の除去など、各種協定を締結しているが、協定の実効性を確保するため、協力関係団体に防災訓練や図上訓練等への積極的な参加・協力を要請し、実践的な連携訓練を実施するものとする。

また、締結した協定は、必要に応じて、内容の見直しを図っていくとともに、さらに、各種民間協力団体等との協定を、今後も引き続き積極的に締結していくものとする。

- ⑨ 専門的な知識や資格を有する専門ボランティア（医師、保健師、看護師、応急危険度判定士など）との連携強化を図るとともに、専門的な知識や資格を必要としない避難所での炊き出しや災害廃棄物処理などの応急・復旧業務では、一般ボランティアとの連携強化を図るものとする。
- ⑩ 発災後の復旧期に実施する被災者の生活再建等の業務では、受付やデータ処理、書類の整理などの業務が増大することが想定されることから、会計年度任用職員の活用により、迅速な復旧対応を行う。
- ⑪ 災害時には、職員も被災者となるとともに、発災直後や非常時優先業務に従事する過程においては、多大な精神的ストレスを受けることが想定されることから、職員への心のケア対策に十分配慮する。
- ⑫ 自身及び家族の被災によって非常時に参集できない職員は、速やかに所属長等に報告するものとする。

また、職員は、非常時優先業務に専念できるようにするため、家族の安否や自宅の被害状況等の情報についてメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法をあらかじめ確認し、操作方法等を習熟しておくものとする。

(3) 指揮命令系統の確立

課題
震災時においても迅速かつ責任をもった業務の遂行を図るためには、指揮命令系統を確立しておくことが重要である。 しかし、発災時には、管理職が死傷等の事情により参集できない場合も十分に想定され、指揮命令系統の混乱が生じるおそれがある。 そこで、指揮命令者が不在の場合でも、適切に意思決定が行えるよう、上田市組織規則等に準じて、発災時における代行順位を、あらかじめ検討し、指揮命令系統を確立しておく必要がある。



対応策
① 市長が指揮命令する全庁的な非常時優先業務については、副市長、教育長、総務部長、政策企画部長、財政部長の順で、職務代行することを基本に、事前に業務ごとに設定しておくものとする。 ② 平常時より管理職の権限を確認し、指揮命令者が不在の場合でも、迅速かつ的確に意思決定をすることができるよう、各部署のマニュアル等において複数の代行者と代行順位を、あらかじめ定めておく。 なお、各部署が定めるマニュアル等は、組織機構改革や人事異動に合わせて定期的な更新を行うよう徹底する。

(4) マンパワーの確保対策

課題
職員参集可能人員や非常時優先業務の実施にかかる課題を踏まえ、非常時優先業務を速やかに実施するためには、職員のマンパワーの確保が最重要課題となる。



対応策
① 業務継続計画に定める非常時優先業務に従事する職員は、地震等の災害の場合でも、自宅から勤務地に速やかに参集する。 ② ①の必要職員数を確保するため、非常時優先業務の経験職員の活用等によるバックアップ体制を確立する。 ③ 発災後、3時間をめどに本庁・地域自治センター間での人員配分調整を行い、集中的に優先業務に人員を投入する。 ④ 他自治体に人的支援の要請を行い、災害に対応する体制を早急に確保する。 ⑤ 職員自身が被災しないために、自宅の耐震化や家具の転倒防止策等の自衛措置を推進する。

第8章 業務継続のための執行環境の整備

1 施設の安全対策

(1) 庁舎及び代替施設における業務資源の現況

各庁舎施設や代替施設の建築規模・構造等のほか、電力、空調、上水道、電話、昇降機等の現況は以下のとおりです。

区分	施設名	現況
建築年・ 構造・ 規模等	本庁舎	・竣工：令和3年4月 ・構造、規模：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、免震構造、地下1階・地上6階（本庁舎）、地下1階・地上2階（連結棟） ・延床面積：13,031.99 m² ・耐震性：耐震強度を確保している→業務継続可能
	南庁舎	・竣工：昭和55年11月 ・構造、規模：鉄筋コンクリート造、地下1階・地上6階 ・延床面積：2,668.27 m² ・耐震性：耐震強度を確保している（平成30年度に耐震化工事実施済）→業務継続可能
	東庁舎	・竣工：昭和59年3月 ・構造、規模：鉄筋コンクリート造、地上3階 ・延床面積：676.61 m² ・耐震性：耐震強度を確保している→業務継続可能
	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	・竣工：平成22年3月 ・構造・規模：鉄骨造、地上2階 ・延床面積：3,677.87 m² ・耐震性：耐震強度を確保している→業務継続可能
	真田地域自治センター	・竣工：平成2年3月 ・構造・規模：鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階 ・延床面積：4,560.84 m² ・耐震性：耐震強度を確保している→業務継続可能
	丸子地域自治センター	・竣工：昭和54年2月 ・構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上4階 ・延床面積：5,934.85 m² ・耐震性：R2耐震補強等改修工事済→業務継続可能
	上田市立第二中学校	・竣工：平成27年3月 ・構造、規模：鉄骨造、地上3階 ・延床面積：8,030 m² ・耐震性：耐震強度を確保している→業務継続可能

第8章 業務継続のための執行環境の整備

区分	施設名	現況
電力 [非常用 発電設 備]	本庁舎	・非常用発電機容量：625kVA ・油種：軽油（災害時補給事業者協定有） ・タンク容量：10,000ℓ（地下タンク）＋950ℓ（小出槽） ・持続時間：約 72 時間（停電時自動運転開始。通電時に自動運転終了） ・電力供給先：全庁舎の照明、コンセントの約 30%（災害対策本部室、防災無線室、サーバ室、大会議室は 100%） ・太陽光発電設備：70kw（停電時庁内利用可）
	南庁舎	・本庁舎と同一系統
	東庁舎	・非常用発電設備無し
	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	・非常用発電設備無し ・太陽光パネル 20kw/h による電力供給可能（蓄電設備なし）
	真田地域自治センター	・非常用発電機容量：150kVA ・油種：軽油（災害時補給事業者協定有） ・タンク容量：490ℓ（地下タンク） ・持続時間：約 48 時間（停電時自動運転開始。通電時に自動運転終了） ・電力供給先：一部の庁舎照明及び一部のコンセント
	上田市立第二中学校	・非常用発電設備無し ・太陽光パネル 20kw/h による電力供給可能（蓄電設備なし）
空調	本庁舎	・吸収式冷温水発生機（1,2 階執務室、大会議室、議場） ・都市ガス→供給停止で使用不可 停電時使用不可（非常用発電経路ではない） ・地中熱冷温水ヒートポンプチラー（3,4 階執務室）停電時使用不可（非常用発電経路ではない） ・EHP（上記以外）：停電時使用可能（中央監視室、電話交換室、サーバ室、災害対策本部室、防災無線室）
	南庁舎	・都市ガス→供給停止で使用不可
	東庁舎	・EHP - 電気→供給停止で使用不可
	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	・都市ガス→供給停止で使用不可
	真田地域自治センター	・蓄熱式ヒートポンプ方式（冷暖房）地下水（井水）利用による／蓄熱槽 360 m³→停電時使用不可（非常用発電経路ではない）
	上田市立第二中学校	・都市ガス→供給停止で使用不可

区分	施設名	現況
上水道	各施設共通	・全ての施設で井戸水利用設備無し
	本庁舎	・受水槽：20 m³→給水ポンプ非常用発電回路のため停電時使用可能 ・雑用水槽（トイレ流し）：43 m³→給水ポンプ非常用発電回路のため停電時使用可能 ・非常用汚水槽：43 m³→公共下水断絶時貯留可（切替櫛にて） ・使用可能トイレ等（1階北、2階北、4階、5階北、B1シャワー室）
	南庁舎	・受水槽：本庁舎と同一系統 ・雑用水槽：南庁舎への接続なし ・非常用汚水槽：南庁舎への接続なし ・公共下水断絶時トイレ使用不可
	東庁舎	・1階部分のみ水道管直結→供給停止で使用不可
	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	・水道管直結→供給停止で使用不可
	真田地域自治センター	・受水槽：6.2 m ³ →非常用発電設備対応
	上田市立第二中学校	・水道管直結→供給停止で使用不可
電話	各施設共通	・内線がある施設での内線・外線は本庁舎地下1階の電話交換機（PBX）経由 ・停電対応：非常用発電回路のため停電時利用可 ・局線：アナログ局線最大32回線、ISDN1500局線1群、LD専用線最大8回線、OD専用線最大16回線（VOIP及び施設間通話用）、2M専用線30ch、2M-ISDN専用線30ch（防災無線接続装置） ・内線：多機能電話機内線最大255回線、一般内線：最大416回線、内線延長最大16回線 ・中継台：中継台接続3回線 ・専用線：デジタル専用線1ch（対防災交換機用） ・NTT災害時優先回線：全庁舎で10回線
昇降機	各施設共通	・閉じ込め対応は業者対応
	本庁舎	・15人乗り2機+18人乗り1機＝計3機 ・地震時最寄り階停止機能有り ・インターホン宿直室直結
	南庁舎	・11人乗り1機 ・地震時最寄り階停止機能有り（令和4年度以降）
	東庁舎	・11人乗り1機 ・地震時最寄り階停止機能有り
	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	・11人乗り1機 ・地震時最寄り階停止機能有り
	真田地域自治センター	・11人乗り1機 ・地震時最寄り階停止機能有り
	上田市立第二中学校	・20人乗り1機（ストレッチャー対応） ・地震時最寄り階停止機能有り

(2) 庁舎及び代替施設の課題と対応策

ア 庁舎等

市庁舎の倒壊等により機能不全となった場合に備えて、市庁舎の代替となる施設に市災害対策本部を設置するための手順をあらかじめ定めておくとともに、予備施設には必要な備品・消耗品類の備蓄を図ります。

執務環境を早期に確保するため、普段からの執務環境の整理整頓や什器類の転倒防止対策を推進します。

イ 電力

停電時に業務を継続するため、非常用発電機の定期点検実施、燃料の確保・備蓄等を推進するとともに、予備施設への非常用発電設備の設置や可搬式の発電機の整備等を検討します。

使用電力量が限られた状態となるため、優先的に使用する機器類を選定しておきます。

ウ 空調

都市ガスの供給停止や停電により空調が停止する施設があるため、暖房用機器の災害時リース協定等の締結を検討します。

燃料等の不足に備えるため、燃料供給業者等との応援協定等を適宜見直します。

エ 上水道

本庁舎等一部の庁舎については、非常用発電設備の設置により災害時の給水が可能となっており、非常用汚水槽切替によりトイレの運用などを行います。

その他の庁舎については、受水槽に貯留している水を有効活用するため、揚水ポンプへの非常用発電設備の設置を検討します。

オ 電話

災害時の電話回線輻輳に備えるため、各施設へ NTT 災害時優先回線の設置を推進します。

カ 昇降機

災害時の長時間の閉じ込めに対応するため、重要な復旧対象とするよう昇降機保守事業者との契約見直し等を行います。

キ その他

市災害対策本部の予備施設については、災害時においても業務執行環境を確保するため、必要な機能を検討し、必要に応じ民間事業者との応援協定等の締結を推進します。

2 コンピューターシステムの安全対策

(1) コンピューターシステムの現況

コンピューターシステムについての現況は以下のとおりです。

区分	現 況
本庁舎 設置サ ーバ共 通	・無停電電源装置（UPS）あり。ただし、緊急システムダウンの防止機能のみで非常用電源として長時間使用は不可 ・メンテナンス業者の連絡先はリスト化確認済み
基幹系 システ ム	・基幹系システムのサーバは本庁舎サーバ室に設置 ・住基システムサーバはクラウド化済み ・基幹系システムを利用するパソコン端末・プリンタは、各利用部署から基幹系ネットワークを利用し、情報の閲覧・出力等を行う ・ネットワークはリング構成により、トラブルがあった場合の影響が最小限になるように構築 ・サーバラックは転倒防止装置等により固定
情報系 システ ム	・情報系システムのサーバは本庁舎サーバ室に設置 ・一部業務に関連するサーバが各部署に設置されているもの有り ・市ホームページサーバはクラウド化済み →手元にパソコンやスマホがあれば、市ホームページサーバにアクセスし、災害情報の掲載可 ・インターネットへの接続は、すべて本庁舎サーバ室を経由 ・情報系システムを利用するパソコン端末・プリンタは、各利用部署から情報系ネットワークを利用し、情報の閲覧・出力等を行う ・ネットワークはリング構成により、トラブルがあった場合の影響が最小限になるように構築 ・サーバラックは転倒防止装置等により固定
その他 のシス テム	〔防災関係の外部との主要通信〕 ① 情報受信・取得関係 ・消防庁：全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・内閣府：緊急情報ネットワークシステム（EM-Net） ・気象庁：防災情報提供システムほか ・長野県：河川砂防情報ステーション ・厚生労働省及び長野県：広域災害救急医療情報システム（EMIS） ② 情報発信関係 ・上田市メール配信サービス（事前登録型電子メール配信システム） →配信メールサーバはクラウド化済み。手元にパソコンやスマホがあれば、配信メールサーバにアクセスし、災害情報の配信可 ・ケーブルテレビ→通報によりテレビ画面へのL字情報を掲示 ・緊急速報メール→携帯電話各社より携帯電話利用者へ「災害・避難情報」を発信 ・総務省：公共情報コモンズ→災害時の「避難勧告・指示」「地域の安心・安全に関するきめ細かな情報」の配信を簡素化し、臨時災害放送局（FM局）、テレビ、インターネットなどの様々なメディアへの一括発信により、迅速かつ効率的に情報提供するもの ・消防庁：安否情報システム→国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務を行うもの

第8章 業務継続のための執行環境の整備

(2) 重要システムのバックアップ状況

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	バックアップ状況				備考
				有無	頻度	方法	保管場所	
ホームページ	国内データセンター(非公開)	広報課	HDD	有	毎日	自動	国内データセンター(非公開)	クラウドシステム
メール配信	国内データセンター(非公開)	広報課	HDD	有	毎日	自動	国内データセンター(非公開)	クラウドシステム
住基システム(Probono)	ガバメントクラウド	情報システム課	RDX	有	毎週月～金/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
連携システム(DR)	本庁舎サーバ室	情報システム課	ローカルストレージ	有	随時(更新時)	手動	本庁舎サーバ室	
税務システム(Reams)	本庁舎サーバ室	情報システム課	RDX	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
住基ネット	本庁舎サーバ室	情報システム課	LT06	有	毎週月～金/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
健康管理システム	本庁舎サーバ室	情報システム課	外付HDD	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
滞納管理システム(Levy II)	本庁舎サーバ室	情報システム課	RDX	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
生活保護システム	本庁舎サーバ室	情報システム課	RDX	有	毎週月～金/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
農家台帳システム	国内データセンター(非公開)	農業委員会事務局	HDD	有	毎日	自動	国内データセンター(非公開)	クラウドシステム
水道料金システム(Warms.NET)	本庁舎サーバ室	情報システム課	RDX	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
障がい者福祉システム(Mcwell)	本庁舎サーバ室	情報システム課	RDX	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
学齢簿システム	本庁舎サーバ室	情報システム課	外付HDD	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
就学援助システム	本庁舎サーバ室	情報システム課	外付HDD	有	毎日/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
住宅管理システム	本庁舎サーバ室	情報システム課	外付HDD	有	毎週月～金/毎週	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当
選挙管理システム	本庁舎サーバ室	情報システム課	ローカルストレージ	有	随時	自動	本庁舎サーバ室	
番号連携サーバ(ホスト OS)	本庁舎サーバ室	情報システム課	RDX	有	随時	手動	本庁舎サーバ室	
番号連携サーバ(仮想 OS:本番機)	本庁舎サーバ室	情報システム課	LT06	有	毎週月～木(差分)毎週金(フル)	自動	本庁舎サーバ室/真田地域振興課	災害発生時には、真田地域振興課がデータの運搬を担当

(3) システムの課題と対策

ア コンピューターシステムの耐震化とクラウド化

災害時におけるサーバ等情報機器類の転倒・落下等による障害に備え、情報機器類の固定及び設置補強等の耐震対策に努めます。また、コンピューターシステムのクラウド化を検討します。

イ コンピューターシステムとネットワーク通信の冗長化

災害時にもシステムの継続利用を可能とするためにコンピューターシステムの冗長化を進めるとともに、システムが利用できない場合の代替手段を検討します。

また、停電や通信回線の切断等により庁舎間及び出先機関との通信等が途絶し、各業務システム及びクラウドサービス並びにインターネットサービス等が利用できなくなることを防ぐため、非常用電源設備の設置、通信回線の多重化、複数の通信手段の確保等を進めネットワーク通信の冗長化に努めます。

ウ 復旧対応

ICT-BCP の確実な実行体制を確保するとともに、システム保守委託契約について、被災時のシステム復旧に係る委託業務内容を明確化することにより、特に非常時優先業務に必要なシステムの早期復旧体制を整備します。

3 通信手段の確保及び災害情報の収集

(1) 災害時の通信手段の状況

名称	数量	備 考
防災行政無線 (移動系)	統制局：2 か所 中継局：6 か所 移動局：359 台	・市役所(災害対策本部)と各移動局の双方向の情報通信用 (市役所、上田広域消防本部、各地域自治センター、小中学校・公民館等の指定避難所、行政用車両及び消防団・消防団車両をデジタル無線回線で接続) ・サービスエリアは市内全域 ・内線電話と防災行政無線の直接通話、非音声通信、画像送信等が可 ・統制局：市役所本庁舎、副統制局：上田広域消防本部 ・中継局：菅平、真田、丸子、平井、上田、武石 ・移動局：行政用 150 台（半固定 65 台、車載 48 台、携帯 37 台） 消防団用 209 台（半固定 1 台、車載 120 台、携帯 88 台）
長野県 防災行政無線 (地域衛星通信ネットワーク)	5 局	・県、市役所（災害対策本部）、各地域自治センターの双方向での情報通信用 ・市役所本庁舎、上田広域消防本部、丸子・真田・武石地域自治センターに設置
衛星携帯電話	3 台	・防災行政無線が不通となった場合の情報通信用 080-8760-4741（ワイドスターⅡ） 080-8760-4742（ワイドスターⅡ） 881623452025（イリジウム） ※ 災害対策本部（危機管理防災課）保有
災害時優先携帯電話	2 台	090-4607-8899（NTT ドコモ） 090-8853-0843（NTT ドコモ）
非常時優先電話	9 回線	・災害時に優先的に NTT 交換局と接続可能な電話 ・本庁舎 1～5 階、南庁舎 2～4 階に保有（配置図、回線の親子関係は別添資料を参照）
災害時専用電話	56 回線	・災害時に一般公開する災害専用ダイヤル電話 ・本庁舎 4 階に 7 回線、本庁舎 5 階に 49 回線を保有（配置図、回線の用途は別添資料を参照）

(2) 課題と対策

ア 防災行政無線（移動系）

災害対応においては、市民の被災状況や建物・ライフラインの被害状況等の情報収集が重要であり、通信手段の効率的な使用が必要となるため、普段から設備活用を通して機器の整備確認を図るとともに、操作方法の習熟に努めます。

イ 長野県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

大規模災害に対しては、県や関係機関と連携して災害対応に当たることが重要であるため、防災訓練等において定期的に使用し、連携体制を確立しておくとともに、普段から設備活用を通して機器の整備確認を図ります。

ウ 非常時優先電話

大規模災害発生時は、安否確認・見舞・問合せなどの電話が集中し、電話がつながり難い状況（輻輳）が数日間発生することも想定されるため、優先的に回線が確保される非常時優先電話の増設や非常時優先電話回線の充実を推進します。

4 非常時における職員の対応

(1) 災害時業務執行環境確保のための準備状況

本市では、上田城跡公園管理事務所をはじめ市内 27 か所において、避難者用のための食料・飲料水・仮設トイレ・生活用品等の備蓄を行っていますが、災害対策従事職員用の備蓄は行っていません。

(2) 課題と対策

災害時において、職員は非常時優先業務に数日間従事することが想定されることから、職員の健康を維持するため、3 日分程度を目安にした職員用の食料や飲料水、仮眠用毛布、応急医薬品、簡易トイレ等の計画的な備蓄を検討します。また、これに伴う備蓄場所の確保や交代勤務の実施のための睡眠時間・場所の確保等について検討します。

市各部署は非常時優先業務を円滑に遂行するため、必要な設備や資機材をあらかじめ調査し、計画的な確保備蓄に努めるものとし、備蓄ができない資機材等については、必要に応じ民間事業者との応援協定等の締結を推進します。

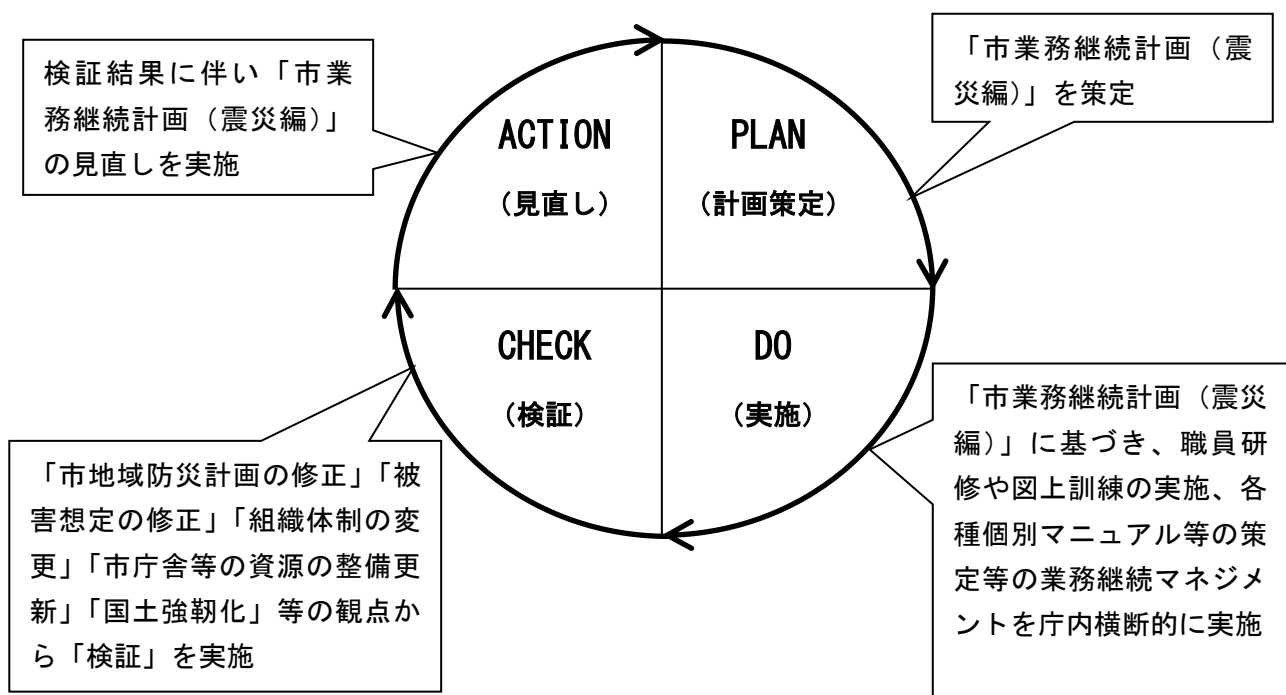
市職員は、非常時優先業務遂行に必要な人数を確保するため、職員自身や家族が被災者とならないよう自宅の耐震化や家具の固定等家庭における防災対策を推進します。また、勤務時間外に参集する場合は、食料や着がえ等を可能な限り持参するものとし、あらかじめ各家庭で準備をしておくよう周知します。

第9章 継続的な体制向上に向けた取組み

1 業務継続推進のためのマネジメント

定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善・見直し等に伴い、PLAN（計画の策定）、DO（訓練等の実施）、CHECK（検証）、ACTION（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続的改善を行う業務継続マネジメントを推進します。

〔業務継続マネジメントのイメージ〕



2 実効性の確保

業務継続力の向上にあたっては、職員一人ひとりが自ら取組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが最も重要であることから、職員向けの説明会・研修等、全職員が業務継続を考慮ができる環境を整備します。

また、不測の事態に対する災害対応能力を身に付けるためには、意識の向上とともに、想定に基づく実践的な訓練が不可欠であることから、市業務継続計画の内容を加味した図上訓練を実施するなど、定着化に向けた取組みを進めます。

3 人的資源確保のための今後の取組み

(1) 職員の参集

ア 自宅における震災対策の周知

職員が自宅で負傷することなく参集できるよう、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、自宅で危険を回避するための工夫や防災備蓄用品などの日頃の備えについて啓発・周知を図ります。

イ 参集意識の向上

各職員は、日頃から参集先までの経路の確認や経路上の危険箇所を把握しておくとともに、家族で震災時における対応を決めておくなど、不測の事態であっても速やかに参集できるよう、事前の準備を行います。

また、参集基準等を把握していない職員も想定されることから、各職員に自動参集基準や班体制を周知徹底します。

(2) 人員体制

ア 職員のスキルアップ

非常時優先業務を迅速かつ適切に実施できるよう、各部署において、必要な知識・技術習得のための研修や図上訓練等を実施します。

イ 関係機関との連携強化

非常時優先業務の実施には、県や周辺自治体、相互応援協定締結先自治体、災害時協定締結事業者、業務委託先等との連携が不可欠であることから、これらの関係機関との業務継続に関する考え方を共有し、震災時における対応について確認・協議するとともに、図上訓練等への積極的な参加要請や、実践的な連携訓練の実施などに取り組みます。

ウ 代替職員の確保策の検討

非常時優先業務の速やかな実施に必要な人員を確保するため、災害時相互応援協定を締結している他自治体からの応援職員の受入体制を整備します。

また、専門的な知識や資格を有する専門ボランティア（医師、保健師、看護師、応急危険度判定士など）や一般ボランティアとの連携強化に努めるとともに、市役所退職職員や会計年度任用職員の活用範囲について検討します。

エ 受援計画の策定

大規模災害時に、他の自治体や防災関係機関等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れるための体制の整備を図ります。

オ 職員と家族等との安否確認方法の啓発

職員が非常時優先業務に専念できるよう、日頃から、家族等との安否確認方法について話し合いをしておくなど、職員に対する意識啓発を行います。

カ 職員の安否情報確認方法の周知

職員の安否確認を迅速かつ的確に行うため、メールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の操作方法等を、研修や訓練等を通じて、職員に周知徹底します。

キ 心のケア体制の整備

非常時優先業務に従事する職員が惨事ストレスにより勤務が困難とならないよう、心のケア対策に対応するための体制を整備します。

（３）非常時優先業務に係る指揮命令系統の確立

非常時優先業務について、上位者の意思決定が迅速かつ確実に伝わるとともに、重要な報告が上位者に適切に伝わるような指揮命令系統を確立します。

指揮命令者が不在の場合も、必要な意思決定がなされるように、職務の代行や継承、具体的な非常時の事務の流れについて、あらかじめ定めておき、毎年度、人事異動に応じて確認します。

【事前の検討事項】

- ・ 代行対象とする職務
- ・ 職務代行予定者の決定ルール
- ・ 職務代行者が業務を遂行するうえで、必要な記録・データ等の種類や保管場所の把握
- ・ 職務代行者が業務を遂行するうえで、必要なその他の資源の確保
- ・ 職務代行予定者の職員への周知
- ・ 職務代行措置の終了及びその周知等に関する手順
- ・ 職務代行が予定されている職員に対する教育・訓練

4 業務資源確保のための今後の取組み

(1) 庁舎

ア 非構造物の地震災害対策

建築物の構造への被害がない場合でも、天井や照明器具、窓ガラス等の非構造部材に被害が発生した場合には、職員の負傷や執務室としての使用が困難になることも想定されます。そこで、非構造部材を定期的に点検し、破損するおそれのある箇所の補修・補強を実施するとともに、実際に破損した場合の対応策について検討します。

イ 施設の耐震対策の推進

耐震性能が確保されていない施設については、施設が使用できない場合を想定した対応策や被害を最小限にとどめる耐震補強等の対策を推進します。

ウ 代替施設の設備拡充

「ひとまちげんき・健康プラザうえだ」等の代替施設での災害対応となる場合があるため、必要な物品を整備し設備を拡充するなど、代替施設の機能強化について検討します。

エ 保守事業者との連携強化

震災時の対応について、保守事業者と確認・協議を行い、市庁舎施設の早期復旧に向けた体制を整備します。

オ オフィス家具等の耐震対策の推進

オフィス家具や物品等の耐震対策がなされていない場合、執務室内に備品類や書類が散乱することにより、業務の開始・実施に影響が出るほか、執務している職員や来庁者が負傷する危険性があります。そのため、固定化の措置がなされていないものは順次対策を進め、固定が困難なものについては、転倒しても出入口を塞がない場所に設置するなど、配置場所を工夫します。

また、破損すると危険が伴う窓ガラスについても、飛散防止フィルム等による対策を実施します。

カ 庁舎内における来庁者の救出・救助対策

震災時には、庁舎内で来庁者や職員が負傷する場合も想定されることから、こうした状況に備え、負傷者の救出・救護訓練や避難誘導訓練を定期的の実施します。

(2) 電力

ア 非常用電源の強化

停電発生時であっても、業務継続可能な体制を構築するため、非常用電源装置の燃料備蓄の充実、ポータブル発電機の整備等について検討します。

また、燃料供給事業者と災害時の燃料供給に関する調達方法について調整を図ります。

なお、非常用電源装置からの電力が供給されるコンセントを外観で容易に識別できるように工夫し、必要機器を確実に接続しておきます。

イ 非常用電源装置の操作方法の習熟

停電発生時、非常用電源装置については、自動的に起動するように設定されていますが、震災時の影響により自動起動しない場合に備え、手動起動訓練を実施します。

ウ 電力事業者との連携強化

電力事業者への電力の優先復旧についての要請方法、庁舎停電時の対応について協議し、電力供給の早期再開に向けた体制を整備します。

(3) 電話

ア 通信事業者との連携強化

通信事業者に対して、回線の優先復旧の要請方法、通信回線遮断時の対応について協議し、通信回線の早期復旧に向けた体制を整備します。

イ 災害時における電話対応

震災時には、市庁舎への電話連絡が殺到することを想定し、対応体制を検討します。

ウ 代替通信手段の検討

震災時における通信手段を確保するため、通信事業者と震災時の対応について協議します。

また、指定避難所においては、特設公衆電話（大規模災害が発生した際に被災地の地区防災拠点等に臨時に設置される公衆電話）の設置を早期に要請して通信手段の確保を図ります。

エ 災害時優先電話の活用方法の検討

災害時優先電話（固定電話・携帯電話）を効果的に使用するための運用ルールや、本庁・地域自治センター等における災害時電話回線の活用方法を検討します。

(4) 通信

ア 多様な情報伝達手段の確保

情報通信機器等の進歩、改良等を踏まえ、新たな情報伝達手段を検討するとともに、あわせて、既存の情報伝達手段を検証し、より効果的な情報伝達体制の構築を図ります。

イ 上田市メール配信サービスの周知

上田市メール配信サービスの周知を図り、利用者の登録を促進します。

(5) 情報システム

ア 非常時優先業務に関する業務システムの確保・震災対策の充実

震災時であっても、業務継続に必要な情報システムを継続して使用するため、サーバ類の震災対策を定期的に点検し、転倒防止対策等の充実を図るとともに、各部署で所管している業務システムの震災対策の取り組み状況を確認・点検し、各業務システムの震災対策をさらに強化します。

イ 「上田市 ICT 部門の業務継続計画」の運用

情報システムの早期復旧のため、「上田市 ICT 部門の業務継続計画」に基づき、情報システムの重要度に応じて、災害時の業務継続について必要な事項の運用を図ります。

ウ 職員のスキルアップ

情報システムの復旧には高度な専門知識を要しますが、職員のみでも一定の対応を可能とするため、部署内での技術共有や担当職員の人事異動に伴う技術継承の仕組みを構築します。

エ 非常用電源の強化（再掲）

停電発生時であっても、業務継続可能な体制を構築するため、非常用電源装置の燃料備蓄の充実、ポータブル発電機の整備等について検討します。

また、燃料供給事業者と災害時の燃料供給に関する調達方法について調整を図ります。

なお、非常用電源装置からの電力が供給されるコンセントを外観で容易に識別できるように工夫し、必要機器を確実に接続しておきます。

オ メンテナンス事業者との連携強化

震災時の対応について、メンテナンス事業者と確認・協議を行い、情報システムの早期復旧に向けた体制を整備します。

(6) エレベータ

ア 震災時における利用ルール作成

発災後、エレベータの安全が確保できるまでは、利用禁止とする必要があるため、階段での移動を原則とする震災時の利用ルールを周知徹底します。

イ メンテナンス事業者との連携強化

震災時の対応について、メンテナンス事業者と確認・協議を行い、エレベータの早期復旧に向けた体制を整備します。

ウ 閉じ込め対策の充実

停電等により、エレベータ内に来庁者や職員が閉じ込められたことを想定した救出訓練等を実施するなど、救出・救助体制の整備を図ります。

(7) 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）

ア 庁舎内施設との協力

食料・飲料水など、備蓄品のみでは十分な量を確保できない場合に備え、庁舎内の自動販売機の設置業者等と発災時における商品等の提供などについて協議し、必要に応じて、協定の締結等の取り組みを推進します。

イ 備蓄品の充実

職員用の備蓄品として、食料・飲料水や生活用品等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄にあたっては、発災時に取り出せないことがないよう、耐震性が確保されている施設や倉庫に保管します。

また、定期的な棚卸し等により備蓄の現状を把握します。

ウ 消耗品の不足を想定した業務継続方法の検討

停電が発生することや、印刷に必要なコピー用紙・トナー等の消耗品が不足することを前提とした非常時優先業務の実施方法について検討します。

エ 納入業者との連携強化

震災時の対応について、納入業者と確認・協議を行い、コピー用紙やトナー等の消耗品の確保に向けた体制を整備します。

(8) 下水道（トイレ）

ア 簡易トイレ設置訓練の実施

発災後、早期に簡易トイレを設置できるよう、職員に対し、設置取扱訓練を実施します。

イ 断水時の貯水槽の活用方法の検討

断水時の貯水槽の利用ルールを作成し、効果的な貯水槽の活用を検討します。

5 業務継続計画の改定・見直し

業務継続計画は、現時点における資源の確保状況や対応能力のもとで検討・策定したものであることから、必要資源の確保に努めた結果や訓練・教育等によって得られた情報や知見等については、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていくとともに、今後の施設や資源等の整備の推移状況を踏まえて随時見直していく必要があります。

このため、市業務継続計画の改定・見直しは定期的に行うこととし、また、市地域防災計画との整合性という観点から、原則として市地域防災計画の改定を行った後に、必要に応じて改定するものとします。

末尾資料 1 非常時優先業務一覧 改定履歴

1 応急対策業務

2 通常業務

3 改定履歴

平成 29 年 3 月	初版
平成 29 年 4 月	一部改定（組織改正等に伴う一部改定）
平成 30 年 4 月	一部改定（BCP 訓練後の一部改定）
令和元年 4 月	一部改定（組織改正等に伴う一部改定）
令和 2 年 4 月	一部改定（市地域防災計画の変更等に伴う一部改定）
令和 3 年 11 月	一部改定（本庁舎改築等に伴う一部改定）
令和 4 年 8 月	一部改定（非常時優先業務の見直しに伴う一部改定）
令和 5 年 8 月	一部改定（市庁舎一部解体等に伴う一部改定）
令和 6 年 8 月	一部改正（来庁者駐車場整備等に伴う一部改定）
令和 7 年 8 月	一部改正（東庁舎改修工事等に伴う一部改定）